

平成29年度 こども基金「さっぽろスマイルキッズ」

助成事業 募集要項

1 目的

子どもの健全育成に関する事業や地域活動推進事業等の継続的な活動に対する支援を行い、子どもが健やかに成長していくために、地域社会がともに助け合い、支え合う環境の醸成に寄与することを目的とする。

2 対象事業

【実施期間】第1期 平成29年7月26日(水)～平成30年2月28日(水)に実施する事業

【分野】(以下のいずれかに該当するもの)

- ・子どもの健全育成事業 : 子どもたちが参加・参画できる事業で、子どもの生活体験や社会体験、野外活動体験等の充実を図る事業
子どもの成長を支える保護者や地域の子育て力向上を支援する事業
- ・子どもの地域活動推進事業 : 子どもたちが参加・参画できる事業で、子どもを取り巻く地域活動の充実を図る事業、子どもの社会奉仕体験活動事業、子どもの文化・芸術活動振興事業

【要件】(以下のいずれの要件も満たすもの)

- (1) 事業参加者の半数以上が札幌市内に居住または通学(勤務)する者であること
- (2) 実施計画に実現性があり、実施内容、方法が目的の達成に向けて、具体的かつ明確に示されていること
- (3) 収支予算について、具体的に計画されており、内訳が明確に記載されていること
- (4) 営利、営業、政治的または宗教的活動を目的とする活動、反社会的勢力と関わりのある事業および団体でないこと

対象外となる事業

- ・過去に同一事業で当該助成を受けている事業および同一事業とみなされる事業
- ・実費相当を超える参加者負担が課されている事業
- ・主催者、利害関係者および特定団体の利益となり得る事業
- ・特定の団体に所属する参加者が対象となる事業
- ・虚偽の申請が判明した事業(事後に判明した場合も助成金取消)

3 対象団体および助成上限額等

※申請は、下記スタートアップ事業、学生チャレンジ事業またはステップアップ事業を選択し、1団体につき当期1事業(複数回実施可)とする。

※スタートアップ事業または学生チャレンジ事業を選択した場合は、企画、申請および報告書の作成も支援する。

1) スタートアップ事業 【1事業の申請上限 20万円(5事業程度)】

構成員の半数以上が札幌市およびその近郊地域で活動する3人以上で構成される当該助成金に初めて申請(採択)される市民グループ、サークル等の団体(法人格の有無を問わない。但し代表者は18歳以上とする)事業終了後2週間以内に適切な報告書類を提出できる団体

2) 学生チャレンジ事業 【1事業の申請上限 50万円 (6事業程度)】

構成員の半数以上が札幌市およびその近郊地域に通学または活動する3人以上で構成される大学生グループ(専門学生を含む)事業終了後2週間以内に適切な報告書類を提出できる団体

3) ステップアップ事業 【1事業の申請上限 100万円 (5事業程度)】

構成員の半数以上が札幌市およびその近郊地域で活動する5人以上で構成される団体(法人格の有無は問わない。学生団体も可。但し代表者は18歳以上とする。)団体としての意思決定により、助成に係る活動および適切な経理処理ができ、事業終了後2週間以内に適切な報告書類を提出できる団体。総経費のうち、10%以上を団体で準備できる団体

4 対象経費

助成の対象となる経費は、活動に係る直接経費とする。

- ① 諸謝金〔主催団体メンバー以外を講師とした場合の謝礼金など〕
- ② 旅費交通費〔主催団体メンバー以外の講師等の移動および宿泊にかかる費用〕
- ③ 消耗品費〔事業を実施するために必要な紙、インク、材料費、食材代など〕
- ④ 賃借料〔事業会場の使用料、運搬用車両のレンタル代など〕
- ⑤ 通信運搬費〔事業を実施するために必要な郵送費、宅配便等の経費など〕
※但し、直接窓口で支払うこと。金券での取扱いは不可
- ⑥ 印刷費〔チラシやポスターの印刷代など〕
- ⑦ 広告宣伝費〔新聞広告等掲載料など〕
- ⑧ 保険料〔無料事業における参加者および行事にかかる傷害保険料など〕
- ⑨ 人件費〔事業当日のスタッフおよびボランティアを含む従事者への日当(交通費を含む実費弁償相当の費用)〕
※但し、1人につき1日あたり上限2千円。助成総額の50%まで
- ⑩ その他、必要と認められる経費

対象外となる経費

- 事務所家賃、水道光熱費、スタッフ給与等、団体が経常的に必要とする経費
- 会議の際の飲食費や講師の弁当代等、事業の材料費以外で個人消費する経費
- 入場料等、個人が実費負担すべきもの
- 参加者への記念品や参加賞にかかる経費
- 領収書のないまたは明確に対象経費と判断できない経費および用途が不明瞭な経費
- 助成金申請以前の経費で、当該事業経費と特定できないもの
- その他、助成金として適当でないと認められる経費および各科目の助成対象経費を超えた経費(やむを得ず変更が生じる際は、必ず事前に相談すること)

5 申込方法および募集期間

- (1) 申込書・計画書配布：平成29年7月10日(月)から(公財)さっぽろ青少年女性活動協会ホームページより、ダウンロードおよび下記にて配布。
〔配布場所〕
宮の沢オフィス：西区宮の沢1条1丁目1-10 宮の沢若者活動センター内
新琴似オフィス：北区新琴似8条1丁目1-34 ニュー鳳ビル2F 他
- (2) 申込書・計画書提出：所定の応募申込書に必要事項を記入して、
〒001-0908 札幌市北区新琴似8条1丁目1-34 ニュー鳳ビル2階
『(公財)さっぽろ青少年女性活動協会「こども基金」係』へ
郵送および直接持参にて提出(持参の場合は平日9:00~17:00)

- (3) 受付期間：【第1期】平成29年7月10日(月)～平成29年7月21日(金)必着
【第2期】平成29年9月1日(金)～平成29年9月15日(金)必着
※第1期の採択状況により、第2期募集の有無を決定する

6 提出書類

- (1) 応募申込書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2-1、様式2-2)
- (3) 事業収支予算書(様式3)
- (4) 物品販売の申出書(様式4) ※対象となる団体のみ
- (5) その他(会員名簿等、様式1下部に記載)

7 審査結果通知

申込みのあった事業は、募集事業の実施要件に基づき「こども基金さっぽろスマイルキッズ」が必要と認める事業について、審査委員会にて可否を決定し団体に通知する。

結果通知の発送予定：【第1期】8月中旬を予定

8 事業の実施

- (1) 助成の決定を受けた事業主催者は、事業計画書に沿って事業を実施する。
- (2) 計画内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更理由と変更後の計画内容を申請する。
(無断変更や変更内容によっては、助成の決定を取り消す可能性あり。)

9 事業終了後の提出書類

事業終了後2週間以内に『(公財)さっぽろ青少年女性活動協会「こども基金」係』へ提出

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業実施内容
- (3) 事業実施状況の写真データ(報告等に使用する許可を得た写真)
- (4) 事業収支報告書
- (5) 助成金支払申請書 等、様式別途

10 助成金の交付

事業実施後の報告書類に基づいて、審査会を開催し、適正な経理処理の確認が出来次第、助成金申請上限の範囲内で事前に申告された銀行口座へ振込むことを原則とする。

以上